

## 日本滑空記章規程 改正について \*注1

### データ登録料(1,000円)の新設 \*注2

これまで日本滑空記章の登録をされたことのない方が申請をされる場合、データ登録料をいただきます。\*注3

滑空協会個人会員の方は、登録料は免除されます。

はじめて申請される方は、試験報告書(記第3号様式)を提出される際、登録料を滑空協会にお納め下さい。\*注4

\*注1,2: 今回の規程改正に伴う変更事項は、2010年10月1日より適用されます。各種申請についても10月1日受付分より新規程の対象となります。

\*注3: (財)日本航空協会所管時(2005年4月1日以前)ならびに既に滑空協会に記章登録を申請されたことのある方は、登録料は不要です。滑空協会に記章登録を一度された場合は、以後の記章申請時には、本登録料は不要です。

\*注4: 登録料送金先

銀行振込: みずほ銀行 新橋支店 普通・No.0214517  
口座名 社団法人日本滑空協会

郵便払込: 口座No. 00110-2-118006  
加入者名: 社団法人日本滑空協会

現金書留または郵便局で定額小為替を購入し、協会事務局に郵送  
〒105-0004 東京都港区新橋1-18-1 航空会館9階  
社団法人日本滑空協会 事務局

以上